

## 「花のあふれるまちづくり」シンボルキャラクター「ちはなちゃん」着ぐるみ貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、「花のあふれるまちづくり」シンボルキャラクター「ちはなちゃん」が千葉市の花のあふれるまちづくりをPRするキャラクターとして活動するにあたり、千葉市緑政課が所有する「ちはなちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

### (対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市が開催する行事
- (2) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 上記以外で、千葉市の「花のあふれるまちづくり」に関連する行事や、千葉市の魅力の発信に資する行事、市が公益的観点から適当と判断できる行事

### (使用の承諾)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受けを希望する日の10日前までに、「花のあふれるまちづくり」のシンボルキャラクター「ちはなちゃん」着ぐるみの借用申請書（別記様式）に必要事項を記入の上、借受けを希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、千葉市緑政課（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

2 管理者は、第1項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。

- (1) 借受けを希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 千葉市の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) 「ちはなちゃん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

3 借受希望者は、借用申請書を借受けを希望する日の6か月前の1日から提出することができる。

4 管理者は、前項の規定により使用を承諾する場合、「ちはなちゃん着ぐるみ」使用証に

より借受希望者に通知するものとする。

5 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

(貸出方法)

第4条 着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

3 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 千葉市の「花のあふれるまちづくり」のPRを行うこと。
- (2) 承諾された行事のみに使用すること。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる報告書を提出すること。
- (5) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (6) 着ぐるみの使用について、借用申請書に記載の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (7) 第3条第4項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第8条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 借受期間中に、着ぐるみを汚損した場合、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

平成 年 月 日

(あて先)  
千 葉 市 長

申請者  
住所  
団体名・部署  
代表者

「花のあふれるまちづくり」のシンボルキャラクター「ちはなちゃん」着ぐるみの借用申請書

このことについて、「花のあふれるまちづくり」シンボルキャラクター「ちはなちゃん」着ぐるみ貸出要領第3条第1項の規定に基づき、以下のとおり申請します。

使用目的 (イベント名)		
使用日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで	
使用場所		
公表の可否	可 ・ 否 (「可」の場合は、千葉市ホームページ「ちはなちゃんのスケジュール」に掲載します。)	
借用期間	受取	平成 年 月 日 ( ) 時 分
	返却	平成 年 月 日 ( ) 時 分
担当者連絡先 (所属・氏名・電話)		
添付文書		

〔注意事項〕

- (1) 上記に記載した用途のみに使用してください。
- (2) 貸し出した着ぐるみは期限までに返還してください。
- (3) オペレーターは各自手配してください。(身長160センチ程度)
- (4) 雨天及び強風の場合の使用は避けてください。
- (5) 使用中に破損・汚れ等が生じた場合、速やかに申し出てください。**また破損・汚れ等については、使用者の責任において原状を回復してください。**
- (6) 事前に使用方法の説明を受けてください。
- (7) 連続使用時間はオペレーターの健康上、30分を超えないでください。
- (8) 申請者は、使用状況の分かる写真を添付した、使用報告書(様式任意)を提出してください。